

第35回制度設計専門会合事務局提出資料

ガスの卸調達・適正取引の在り方について ~ガスの卸取引に関する競争の促進について~

2018年12月17日(月)



競争的な市場環境の整備に向けた取組

2017年4月のガス小売の全面自由化以降、本専門会合では、競争的な市場環境の整備に向けて、①逆流託送の実現、②LNG基地第三者利用制度の利用促進、③スイッチング業務等の標準化といった取組みを実施してきた。

本会合における議論を踏まえ、競争的な市場環境の整備に向けて実施した取組

①逆流託送の実現

✓ 複数エリアを跨いだ小売競争活性化の観点から、関東圏でのエリア間を跨ぐガスの実流とは逆方向の連結託送供給(逆流連結託送)に関する特例認可を実施

②LNG基地第三者利用制度の 利用促進 ✓ 第三者の利用促進の観点から、①製造設備の余力、②基地利用料金、③事前検討申込時に必要な情報についてルールの改善を実施

③スイッチング業務等の標準化

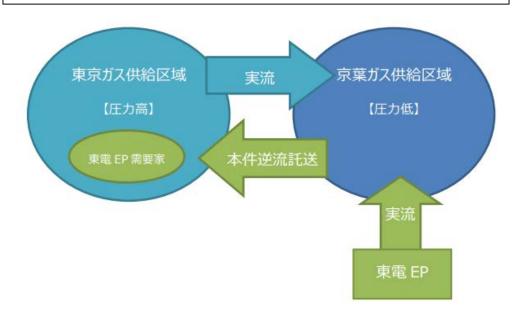
✓ 円滑なスイッチングが進行するよう、これまで事業者間でばらつ きのみられた、導管事業者と小売事業者との間で発生する業務内 容の標準化を検討(年度内目途にとりまとめ予定)

①逆流連結託送の実現

- 複数エリアを跨いだ小売競争活性化の観点から、エリア間を跨ぐガスの実流とは逆方向の連結託送供給(逆流連結 託送)の実現に向けた託送供給約款の特例認可を行った。
- 汎用的に逆流連結託送が可能となる環境の整備に向けて、実例を積み上げながら共通ルールの設計等を行い、必要に応じて約款の修正を事業者に求めるとともに、ガイドライン等の整備を行っていく。

今回の逆流連結託送の概要

- ◆2017年1月 東電EP、東京ガス、経産省で協議開始
- ◆2018年2月 東電EPが、京葉ガス供給区域を跨いで東京ガス供 ◆ 給区域の自社需要家に小売供給を行うことを目的として、京葉ガ スー東京ガス供給区域間の連結託送について、東京ガスが逆流連 結託送の特例認可を申請
- ◆2018年3月 経産省が特例認可



逆流連結託送実現に向けた実施フロー

協議には一定の時間 を要する

小売・導管

・経産省で 協議 導管が特例 認可を申請 委員会 回答・エネ 庁が認可

具体的な協議内容

- ◆ 連結点におけるガス流量の計算方法
- ◆ 順流の供給力減少時の取扱い
- ◆ ガス性状等に関する取扱い
- ◆ 需要家への周知
- 託送供給依頼者からの情報提供等

より短期間での逆流連結託送の実現に向けて、 協議の実績を積み上げながら共通ルールの設計 等を行う予定

②LNG基地第三者利用制度の利用促進

卸取引の活性化の観点から、LNG基地の第三者利用に関する①製造設備の余力、②基地利用料金、③事前検討申込時に必要な情報について、2018年2月から本会合にて議論を行い、ガイドラインの改定、事業者への是正要求等利用促進に必要な措置を講じることとした。

各項目に対する措置の概要

① 製造設備の余力

リスク容量の設定に疑義のある事業者に合理的 な説明および是正を要求

→既に当該事業者は改善済み

毎年度定量的な情報に基づき余力見通しを公表 しない事業者に是正を要求 →既に当該事業者は改善済み

余力見通し公表時に定量的な情報を開示することをガイドラインに望ましい行為として明記

| | | 基地利用 | 料金 基地利用料金の概算額等を早期に通知すること をガイドラインに望ましい行為として明記

ルームシェア方式の貯蔵料金に適切な課金標準 を用いることをガイドラインに望ましい行為と して明記

年度配船計画策定時の調整に伴い発生する貯蔵料金の変動を適用する方法についてガイドラインに望ましい行為/問題となる行為を明記

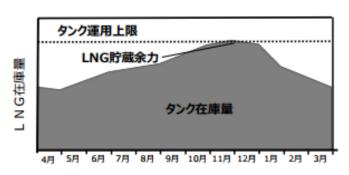
事前検討 申込時に 必要な情報

(3)

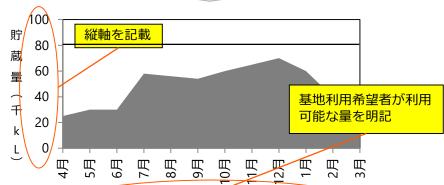
LNG船やLNG性状等申込時点で利用希望者が把握できない可能性がある情報については、原則任意での提供とするように製造事業者に約款の変更を要求

液化貯蔵設備の余力見通しの改善のポイント

改善前(例)



改善後(例)



OO基地では、

ルームレント方式の場合、●千kL(容量ベース) ルームシェア方式の場合、▲千kL(受入量ベース) の受入となる見込みです。なお、上記は特定の条件での場合であり、 それ以外の条件においても、ご利用が可能な場合がございます。 詳細についてはお問合せください。

③スイッチング業務等の標準化 (開閉栓業務、確定使用量報告等のその他業務含む)

- 円滑なスイッチングの実現に向けて、2018年2月から電気・石油を含む新小売事業者、一般ガス導管事業者として JGA、委員会事務局との間で検討会議を開催し、スイッチング業務等の標準化に向けた協議を実施。
- ①業務フロー、②要求情報、③情報共有手段、④レイアウトの標準化について、遅くとも2019年2月に一定のとりまと めを示す予定。

ガスのスイッチング環境等の整備に向けたアクションプランと現在の進捗

①業務フロー

アク 情報の受渡タイミング等を業務ごとにルール化した ション

フローの作成

進捗

全業務のフロー作成完了

②要求情報

ション

必要情報・不要情報の精査

進捗

一部の業務を除き概ね作成完了

③情報共有手段

ション

電子データ授受ルールの策定(事前連絡、拝受確認 連絡など)

進捗

- 「情報共有手段は電子的手段*」に標準化
- 拝受確認連絡の方法等については現在検討中

④レイアウト

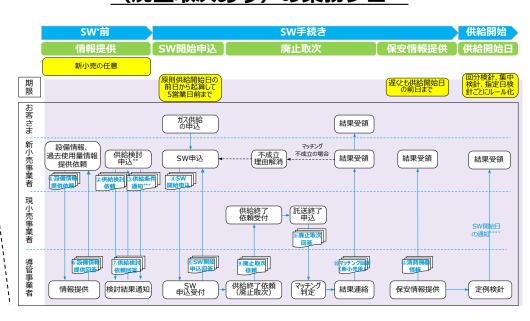
ション

- 共通レイアウトの作成
- 1顧客1ファイルから複数顧客1ファイルへ変更

進捗

- 原則「複数顧客1ファイル・Excel形式」に標準化
- 要求項目が固まり次第、順次レイアウトを作成予定

標準化されたスイッチング業務 (廃止取次あり)の業務フロー



小売全面自由化以降の競争促進に向けた取組状況と今後の検討事項

● 小売、託送等の分野については公平な取引環境の整備に向けて取り組んできており、卸分野についても今後 同様の方向で検討していくことが必要である。



委員会の検討事項(太字は措置を実施) ガス市室、安全室の検討事項

ガス卸取引に関する検討状況

- 本年の規制改革実施計画(規制改革推進会議が本年6月15日付けで閣議決定)において、ガス小売市場の競争促進の観点から、卸供給促進のために必要な措置を講ずることが実施計画に盛り込まれた。
- このような動きを踏まえて、資源エネルギー庁のガス事業制度検討ワーキンググループ(以下、ガスWG)においても、本年9月から検討がなされており、卸取引の活性化の一環としては、新規参入者への卸取引を促す措置の検討が開始されたところ。

規制改革実施計画

ガス小売市場における競争促進(制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進)

【内容】

ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、**卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な** 措置を講ずる。

【実施時期】

平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置

出所)規制改革実施計画(内閣府 2018年6月15日)42頁から抜粋

ガスWGにおける卸取引に関する検討の方向性

卸取引の活性化の必要性

都市ガス市場の特性・競争状況を踏まえつつ、特に一般家庭向けガス小売事業への参入促進を目的として、新規参入者への都市ガスの卸供給を促す具体的な措置を検討してはどうか。

出所)第3回ガス事業制度検討ワーキンググループ 資料3 ガス卸供給の検討について (経済産業省 2018年11月29日)3頁から抜粋

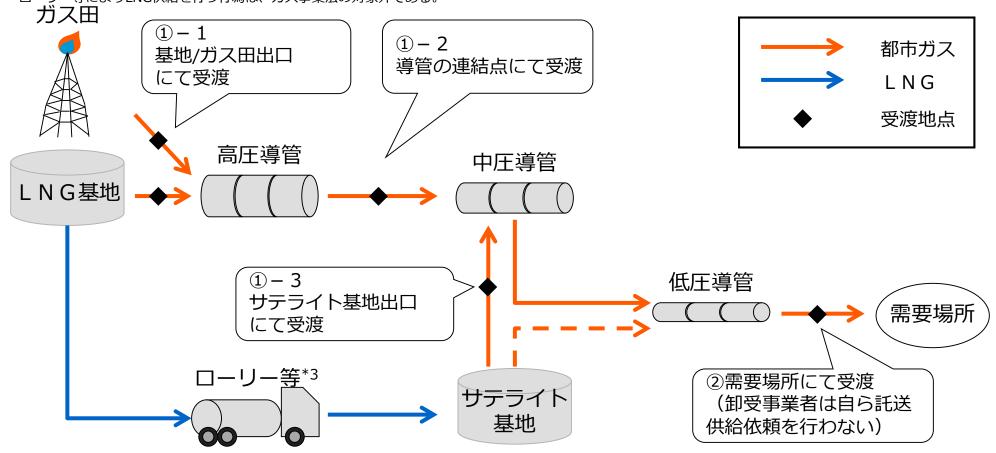
本日の御議論

- 本専門会合においては、ガス市場における競争を促進するため、これまでも、逆流託送の実現、LNG基地の 第三者利用制度の促進、スイッチング業務の標準化等に取り組んできた。
- 今般の規制改革推進会議の議論等も踏まえ、今後、ガス小売取引のみならず、ガス卸取引においても適切な競争を促すべく、競争政策の観点から、卸取引の適切な在り方について検討することとしてはどうか。
- ◆ 本日は、まず、現在のガス卸取引の事業環境、卸契約の取引慣行を紹介した上で、今後の検討方針についてご議論いただきたい。

- 1. ガス卸取引の事業環境
- 2. ガス卸契約の取引慣行
- 3. 今後の検討方針

ガス卸取引の類型

- ガスの卸取引は、卸売事業者が、①基地出口、連結点等の受入地点にて卸受事業者に受け渡す場合*1 と、②需要場所にて卸受事業者に受け渡す場合*2(ワンタッチ卸)の2パターンに分類される。
- ローリー等によりLNGをサテライト基地まで卸受けて*3、ガス化して小売供給する場合もある。
- *1卸受事業者は、受入地点から需要場所まで託送供給を受ける必要がある。
- *2卸受事業者は、需要場所にて卸受けるため、自ら託送供給依頼を行わずに小売供給することになる。なお、卸売事業者がワンタッチ卸にて調達を行い、供給先の - 小売事業者等に供給する場合はガス事業法の適用外である。
- *3ローリー等によりLNG供給を行う行為は、ガス事業法の対象外である。



エリア別ガスの調達環境

- ガスの調達環境はインフラの整備状況により下記の4つの類型に分類することができる。
- 類型①②では、ガスを自ら製造できる事業者が複数存在しており、小売事業者は卸調達先を選択することが可能である*1,2。 *1LNG基地の第三者利用、ワンタッチ卸を活用すれば全てのエリアで卸調達先の選択が可能 *2ガス事業法による対象ではないものの、類型④エリアではLNGの卸売を行う事業者は複数存在。

ガス卸調達先を選択できるエリア

エリア 類型

(1)

◆ 複数の卸売事業者が保

有するLNG基地と供給

区域の導管が、複数の

供給区域をまたがずに

接続されているエリア

◆ 東京ガス (東京地区等)

◆ 西部ガス(福岡地区)

◆大阪ガス

◆東邦ガス

(2)

- ◆複数の卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたいで接続されているエリア
- ◆関東・北信越、関西、 中部エリアの3G等
- ◆ 仙台市ガス局

(3)

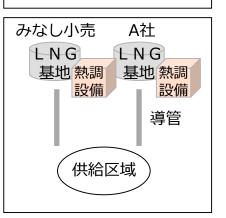
◆単独の卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたいで接続されているエリア

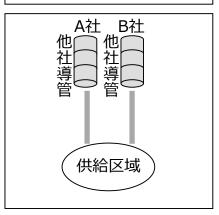
- ·==#+> L*
- ◆卸売事業者が保有する LNG基地/ガス田と供給 区域の導管が、接続さ れていないエリア(ロー リー等にてLNG供給)

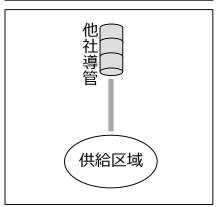
(4)

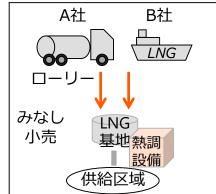
- ◆②に該当しない3G
- ◆①②に該当しない2G
- **♦** 4 G

調達環境 の概観 (一例)





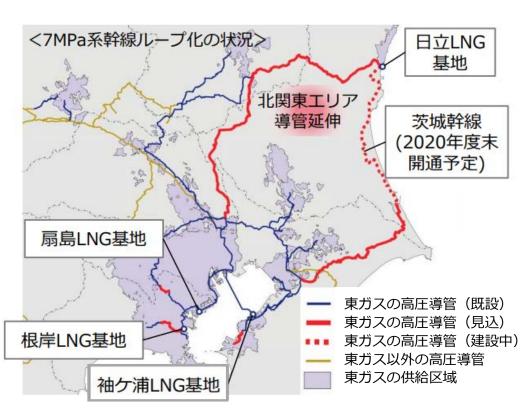




類型エリア①における卸取引の競争環境【例:東京ガス(東京地区等)】

- 東京ガス(東京地区等)エリアでは、東京ガス、東電FPがLNG基地及び熱量調整設備を保有しており、東京ガスの導管を通じて小売事業者は卸供給を受けることが可能である。
- 現在、新規小売事業者の多くは東電EPあるいは東京エナジーアライアンスからのワンタッチ卸供給を受けて参入している。なお、今後、東電FP(JERAに承継予定)がガス卸販売事業の拡大を図る旨を公表している。

東京ガス(東京地区等)周辺のインフラ整備状況



当該エリアの主要な卸売事業者

- 東京ガス
- 東電EP
- 東電FP (JERAに承継予定)

当該エリアの主要な小売事業者

- 東京ガス
- 東電EP
- JXTGエネルギー
- 北日本ガス
- 東日本ガス
- レモンガス
- 河原実業
- 三愛石油
- 新日本ガス
- 東彩ガス
- 日本ガス

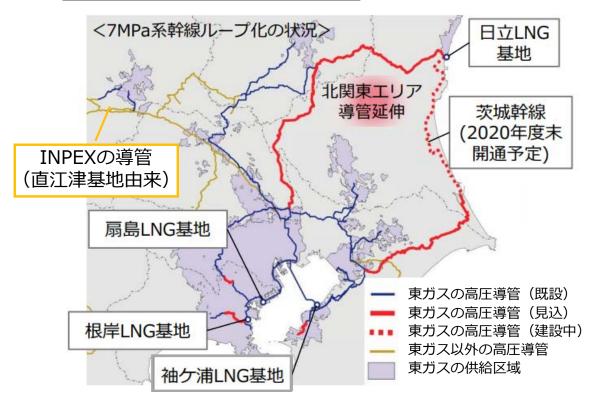
- ガスパル
- ファミリーネットジャ パン
- 日本FS
- HTBエナジー
- イーレックス
- ▶ CDエナジーダイレクト
- エネックス
- 中央電力
- PinT

出所) 東京ガスグループ2018-20年度経営計画 GPS2020実現に向けた取組について(2018年10月11日 東京ガス) 15頁

類型エリア②における卸取引の競争環境【例:関東の3Gエリア】

- 関東近辺のエリアには、東京ガスの導管の他、INPEXの直江津基地(新潟)、東電FPの基地と接続するエリアもあり、小売事業者は、物理的には、複数導管からの調達が可能である。
- みなし小売事業者の中には、BCP対応*等の理由から複数の卸売事業者から卸供給を受ける事業者も一定 程度存在する。

関東エリアのインフラ整備状況



^{*}Business Continuity Planning(事業継続計画)の略で災害等緊急事態に備えた対応を指す。

類型エリア③における卸取引の競争環境【例:東北ー北陸PL周辺】

● 東北エリアと北陸エリアを繋ぐJAPEXの高圧パイプラインが敷設されているエリアでは、東北天然ガス(東北電力とJAPEXの合弁会社)が卸売事業者として、山形、福島、郡山エリア等のみなし小売事業者へガスを供給している。

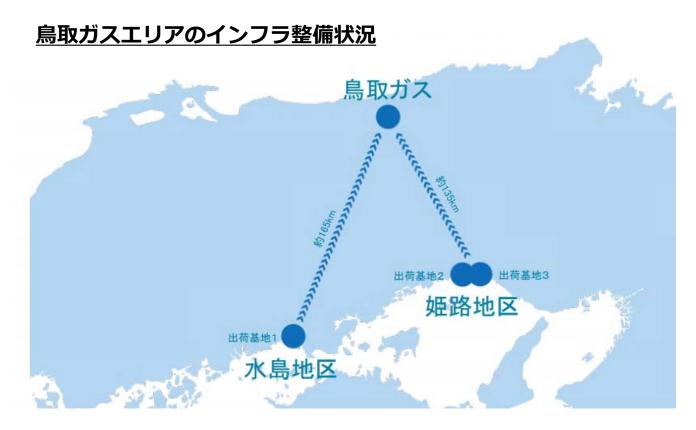
東北一北陸パイプライン周辺のインフラ整備状況



類型エリア4における卸取引の競争環境【例:鳥取ガス】

- 第4グループのエリアは周辺エリアと導管で接続されていないため導管によるガスの卸供給を受けることは難しい 一方、LNGローリー、鉄道貨車、内航船といった手段によりLNGを調達することが可能である*。
- 現在、鳥取ガスは、複数の卸売事業者からローリーにて調達を行っている。

*LNGの取引はガス事業法による規制対象ではないことに留意が必要である(基本法である独禁法は適用される)。



(出所) 第5回 ガスシステム改革小委員会 事業者ヒアリング資料 (鳥取ガス 平成26年2月24日) 5頁を基に委員会事務局作成

エリア別ガス卸取引の競争環境

- 類型①②のエリアでは、ガス卸取引の競争が一定程度発生しており、とりわけ関東エリアにおける動きが顕著で ある。
- なお、ガス事業法による対象ではないものの、類型④エリアではLNG卸取引の競争が発生している。

ガス卸取引の競争が発生しているエリア

エリア 類型

(1)

◆複数の卸売事業者が保

有するLNG基地と供給

区域の導管が、複数の

供給区域をまたがずに

接続されているエリア

◆ 東京ガス (東京地区等)

◆ 西部ガス (福岡地区)

◆大阪ガス

◆東邦ガス

(2)

◆複数の卸売事業者が保 有するLNG基地/ガス田 と供給区域の導管が、 複数の供給区域をまた いで接続されているエ リア

◆ 仙台市ガス局

◆関東・北信越、関西、

中部エリアの3G等

(3)

◆単独の卸売事業者が保 有するLNG基地/ガス田 と供給区域の導管が、 複数の供給区域をまた いで接続されているエ リア

(4)

◆②に該当しない3G

◆卸売事業者が保有する LNG基地/ガス田と供給 区域の導管が、接続さ

れていないエリア (ロー リー等にてLNG供給)

◆①②に該当しない2G

◆ 4 G

競争 環境の 概要

- 東京エリアでは東京 EAがワンタッチ卸に よる供給を積極的に 実施。
- その他のエリアでの 卸売事業者のスイッ チング実績は限定的
- 関東エリアでは、卸売 事業者のスイッチング が発生
- その他のエリアでの卸 売事業者のスイッチン グ実績は限定的

卸取引の競争は発生 していない

- ガス卸取引の競争は発 生していない
- LNGの卸競争は発生

- 1. ガス卸取引の事業環境
- 2. ガス卸契約の取引慣行
- 3. 今後の検討方針

ガス卸契約の取引慣行

事務局が関係事業者に対するヒアリング等で把握したガス卸契約の取引慣行*の概要は以下の通り。

*下記内容は、主要なガス事業者にヒアリングした結果であり、全事業者に共通するものではない。

契約形態

- ◆ 基本契約と年次契約の2種類が存在
- ◆ 基本契約では、契約期間、契約期間中の契約量といった供給に関する基本的な事項や中途解 約補償料等を定めている
- ◆ 年次契約では、年度単位の取引価格、契約量等を定めている。

契約期間

- ◆ 基本契約に関して、一般的に複数年での契約期間となることが多く、なかには10年を超える契約も存在。年次契約の契約期間は1年間。
- ◆ 契約期間中に卸受事業者が解約した場合には、卸受事業者に補償料の支払いが課されている場合がある。補償料は、その金額を上限として請求することがある。

取引価格

- ◆ 基本契約に価格の算定方法を定め、年次契約の際に、JLC(日本に輸入されるLNGの平均価格)に従い価格を算定。
- ◆ 年間契約量の他、冬季需要、基本契約の契約期間等に応じて価格は変動
- ◆ 原料費調整制度と同様、原料費の変動により卸価格が調整される仕組みとなっている。

契約量

- ◆ 契約数量、最低引取量、最大契約量を定め、**最低引取量に到達しない場合には違約金が発生する場合がある。**事業者によっては最大契約量を超過した場合にもペナルティを請求する場合もある。
- ◆ 最低引取量、最大契約量の定め方、違約金の水準は卸売事業者によって異なる。

その他

- ◆ 卸供給を受ける小売事業者に対して、需要開拓支援、ガス機器等の卸売、お困りごと(制度、 約款対応、経営)相談対応といったサービスを提供する場合もある。
- ◆ ワンタッチ卸での供給を受ける場合、託送供給依頼を卸売にしてもらう関係で、システム連携を行う必要があるため、卸売事業者を切り替える場合、システム改修が必要になる可能性がある。

ガス卸契約の取引慣行に関する課題①長期契約×中途解約補償料

- 卸取引において、主要な卸売事業者からは、卸受事業者のニーズで契約期間を長期化するケースもあることに加え、 LNG調達を長期契約によって行っており、引取数量を増減する余地も少ないため、やむを得ない取引慣行であるとの 指摘がある。
- 一方、「競争的な電力・ガス市場研究会」(以下、競争研)の中間論点整理(平成30年8月8日)では、小売市場における競争政策上の課題として、高額な違約金を伴う長期契約を締結することについて合理性の検証が必要であると整理されている。

長期契約×中途解約補償料の取引慣行に関する意見

否定的な意見

◆ ガス市場において存在するとの指摘がある長期契約を高額の違約金によって担保するような 取引慣行(電力市場においても一部存在するとの指摘がある)は、事業法上は、サンクコス トになるような投資が必要といった事情により正当化しうる場合を除いては、経済合理性が 乏しいものであり、その見直しが検討される必要がある。

(出所) 競争的な電力・ガス市場研究会 中間論点整理(電力・ガス取引監視等委員会 平成30年8月8日)より抜粋

肯定的な意見

- ◆ (契約期間について) 5年契約を基本形として提案しているが、短い契約だと3年のものもある。**10年契約のものが多い。5年の根拠は過去からの経験に基づくものである。**経産省に提出している供給計画が5年間ということも影響しているのかもしれない。
- ◆ 契約期間が長期化するほど一定程度の割引を適用するため、**卸供給を受ける小売事業者から** のニーズで長期契約を望むケースもある。
- ◆ 基本的には長期契約で年間需要を確保する。需要の増減に対してはLNG取引の柔軟性で対応することになるが、その手段は、LNG契約の契約数量の削減(DQT)、LNGの転売、スポット調達などが挙げられる。DQT、転売については数量を増減する余地は少なく、スポット調達の場合は時期により価格変動が大きい。そのため、卸供給先に調達リスクをある程度転嫁することはやむを得ないと考えている。

ガス卸契約の取引慣行に関する課題②最低引取量未達に伴う違約金

- 卸供給を受ける小売事業者からは最低引取量未達に伴う違約金の水準が高いため、ペナルティがある場合は、契約量を低めに設定せざるをえないとの指摘がある。
- 卸売事業者からは、卸供給を受ける事業者との交渉状況を見る限り、現行の最低引取量の設定水準は妥当であるとの指摘がある。

最低引取量未達に伴う違約金設定に関する意見

否定的な意見

- ◆ 都市ガスは取引慣行なのか(最低引取量未達に伴う)違約金の水準が厳しい。当社の契約量はLNG船 1 隻の調達量に対して1%未満にも関わらず厳しい違約金を課す必要があるのか。
- ◆ 最低引取量未達に伴う違約金があるため、ある程度控えめに契約量を設定する必要がある。 参入当初は供給先を増やすフェーズなので、当初の計画よりも販売量が多くなることが想定 されるが、**年度よりも短いタームで柔軟に契約変更してもらえるようにしてほしい。**

ガス小売事業者へのヒアリングに基づき委員会事務局作成

肯定的な意見

◆ 最低引取量は大体契約量の70-90%程度であり、**最低引取量を割った例はここ数年発生していない。最低引取量を引き下げてほしいという要望も(当社には)今のところ寄せられていない。**

主要なガス卸売事業者へのヒアリングに基づき委員会事務局作成

- 1. ガス卸取引の事業環境
- 2. ガス卸契約の取引慣行
- 3. 今後の検討方針

今後の検討方針

- 適正な卸取引環境を整備し、卸市場における競争を促進するため、今後、違約金による競争を歪める可能性を念頭に、競争を不当に歪めるおそれのある取引慣行の有無を調査の上、公正な取引の在り方について検討を必要に応じて行うこととしたい。
- まずは、アンケート等の事業者への調査を実施し、取引慣行の実態を明らかにした上で、取引慣行の合理性の有無・程度、近年の変化(例えば、LNGスポット市場の発達や卸電力取引所の流動性上昇)等を踏まえつつ、必要な措置を検討することとしてはどうか。
- 調査対象については、ガス卸競争が発生しているあるいは発生する可能性がある類型①②エリアの主要な卸売事業者及び卸受事業者を中心に選定してはどうか。
- なお、ガスの最終需要家を需要者とするガス小売市場における取引慣行についても、卸市場と類似した問題があるとの指摘がある。まずは、卸市場の取引慣行について検討を行い、その検討結果をも踏まえて、小売市場の取引慣行についても必要な検討を行うこととしてはどうか。